火薬類消費計画書

第９条様式（第６５条関係）

⑴　消費概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 発注者 |  | 工事名 |  |
| 契約期間 |  |
| 申請期間 |  |
| 総掘削量 | ㎥ | 今回申請掘削量 | ㎥ | 1㎥当たりの爆薬消費量 | ㎏/㎥ |
| 火薬消費予定量 | 　　　四半期種類 | 4月～６月 | 7月～９月 | 10月～12月 | 1月～3月 | 計 |
| 火　　薬（㎏） |  |  |  |  |  |
| 爆　　薬（㎏） |  |  |  |  |  |
| 電気雷管（個） |  |  |  |  |  |
| 導爆線（ｍ） |  |  |  |  |  |

⑵　運搬

　ア　運搬距離

　　　　自社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取扱所

　　　　　　　火薬庫（庫外貯蔵所）から→　　　　　㎞　→　（消費場所）　　　まで

　　　　販売所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　火工所

　イ　運搬予定回数

　　　　自社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取扱所

　　　　　　　火薬庫（庫外貯蔵所）から→　　　回／日　→　（消費場所）　　　まで

　　　　販売所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　火工所

　ウ　運搬予定数量

　　　　自社　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　取扱所

　　　　　　　火薬庫（庫外貯蔵所）から→　　　㎏／回　→　（消費場所）　　　まで

　　　　販売所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　火工所

　エ　運搬距離

　　　　自動車又は人力による。

　オ　運搬容器等（消費場所内）

　　　　（ア）施錠のできる運搬容器を用いる。

　　　　（イ）運搬人をあらかじめ定めておく。

⑶　保安距離

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 保安物件名 | 取扱所まで | 火工所まで | 消費場所まで |
| 第１種 | 国宝建築物、市街地の家屋、学校、保育所病院、劇場、競技場、社寺、教会 | ｍ | ｍ | ｍ |
| 第２種 | 村落の家屋、公園 | ｍ | ｍ | ｍ |
| 第３種 | 家屋、鉄道、軌道、汽船の常航路石油タンク、発電所、工場 | ｍ | ｍ | ｍ |
| 第４種 | 国道、県道、高圧電線、火薬類取扱所火気の取扱所 | ｍ | ｍ | ｍ |

⑷　火薬類取扱所

　ア　設ける。　　　設けない。

　イ　構　造　　１　鉄筋コンクリート造

　　　　　　　　２　コンクリートブロック造（位置、構造図又は写真、別紙のとおり）

　　　　　　　　３　金属製

　　　　　　　　４　その他

ウ　定員及び存置予定量

　　定員　　　　名

　　存置予定量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 火薬　　　　　　㎏ | 爆薬　　　　　　㎏ | 電気雷管　　　　個 | 工業雷管　　　　個 |
| 導火線　　　　　ｍ | 導爆線　　　　　ｍ |  |  |

エ　帳簿、取扱心得を備える。

オ　その他、工事中　　移動する。　　　移動しない。

カ　見張人を　　　　　設置する。　　　設置しない。

⑸　火工所

　ア　構造

　　　建物を設ける。　　　　　　　テント張り（構造位置は別図面及び地形図のとおり）

　イ　定員及び存置予定量

　　　定員　　　　名

　　　存置予定量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 火薬　　　　　　㎏ | 爆薬　　　　　　㎏ | 電気雷管　　　　個 | 工業雷管　　　　個 |
| 導火線　　　　　ｍ | 導爆線　　　　　ｍ |  |  |

エ　帳簿、取扱心得を備える。

オ　その他、工事中　　移動する。　　　移動しない。

カ　火薬類が存置する間は見張を配置する。

⑹　消費

　ア　消費形態　　トンネル掘削、明り掘削、採石、水中発破、その他（岩石発破）

　イ　消費数量及び発破予定時刻

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | １日の消費予定量 | 発破予定時刻 |
| 火薬（㎏） |  | 第１回 |  |
| 爆薬（㎏） |  | 第２回 |  |
| 電気雷管（個） |  | 第３回 |  |
| 工業雷管（個） |  | 第４回 |  |
| 導火線（ｍ） |  | 第５回 |  |
| 導爆線（ｍ） |  | 第６回 |  |

　ウ　発破標示及び危険予防の方法

　（ア）発破時刻及び発破に係る危険予防の方法を従業員又は一般の人が見易い場所に標示する。

　（イ）発破１０分前にサイレンを吹鳴し、関係従業員を避難所に退避せしめるほか、定めた場所に見張人を配置し、通行人の安全を確保する。

　（ウ）人家の周辺又は人の往来がはげしい場所での消費の場合、ブラスティングマット等を用いて飛石防止の措置を取る。

⑺　火薬類取扱従事者名簿

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 氏名 | 年齢 | 資格 | 所持手帳区分 | 施行令第５条に規定する欠格事由に該当しないことの判定 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |
|  |  |  |  |  | 省令第83条第１項第１号・第２号・第３号・第４号 |

見張人は、取扱所と火工所の両方を見張れる位置で見張りを行う。

発破の都度火薬類を搬入するため、発破作業時には取扱所・火工所に火薬類の存置はない。